

対内直接投資等に係る「議決権代理行使委任に関する届出書」の記入の手引
------------------------------------

## 1. 届出が必要な取引又は行為

非居住者である個人が居住者だった時（注1）に取得した本邦にある非上場会社（上場会社及び店頭登録会社以外の会社をいいます。）の議決権の行使につき代理する権限を委任することであって、次の（イ）（ロ）のいずれにも該当する場合であって、次の（1）（2）いずれかに該当するもの。

- （イ） 受任をするものが、当該非上場会社（発行会社）又はその役員以外のものである場合。
- （ロ） 受任によって得た権限を用いて議決権行使を行おうとする議案が、当該非上場会社（発行会社）の経営を実質的に支配するおそれ、又は、経営に重要な影響を与えるおそれのあるものとして、次のいずれかに該当する場合。
  - a 取締役の選任又は解任
  - b 取締役の任期の短縮
  - c 定款の変更（目的の変更に係るもの）
  - d 定款の変更（拒否権付株式の発行に係るもの）
  - e 事業譲渡等
  - f 会社の解散
  - g 吸収合併契約等
  - h 新設合併契約等

- （1） 非上場会社（発行会社）又はその子会社若しくは議決権半数子会社（注2）が行う事業に、事前届出業種（\*）に属する事業が含まれている場合。

\* 事前届出業種とは、告示（「対内直接投資等に関する命令第3条第3項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件」）別表第一及び別表第二に掲載されている業種に該当する業種並びに別表第三に掲載されている業種（別表第一に掲載されている業種を除く。）に該当しない業種（別表第一及び別表第二に掲載されている業種を除く。）をいいます。事前届出業種は、定款上に記載されている事業目的に限定されず、投資先企業が実際に行っている具体的な事業が含まれますのでご注意ください。

- （2） 受任する外国投資家の国籍又は所在国（地域を含む。）が日本及び「対内直接投資等に関する命令」別表第一に掲載されている国又は地域以外の場合。

ただし、次のいずれかに該当するものは届出不要です。

- a 特定非上場会社（特定取得に係る事前届出業種に属する事業を営んでいない非上場会社。以下同じ。）の議決権代理行使委任に係る受任をした法人の合併に伴う、当該委任契約を承継する存続会社（又は新設会社）による議決権代理行使委任。
- b 特定非上場会社の議決権代理行使委任に係る受任をした法人の分割に伴う、分割後当該事業を承継する新設の法人（又は既存の法人）による議決権代理行使委任。

- c 株式の分割又は併合により発行される新株に係る議決権代理行使委任。
- d 発行会社の組織変更に伴う組織変更前の議決権に代る組織変更後の議決権代理行使委任。
- e 株式無償割当てによる議決権代理行使委任。
- f 取得条項付株式又は取得条項付新株予約権に係る取得事由の発生によりその取得の対価として交付する株式又は持分に係る議決権代理行使委任。

(注1) 非居住者個人が居住者だった時に当該議決権を取得した時期が昭和55年12月1日以降の場合に限ります。

(注2) 非上場会社(発行会社)の子会社とは、会社法第2条第3号に規定する子会社をいい、非上場会社はその総株主の議決権の過半数を有する株式会社等その財務及び事業の方針の決定を支配(詳細は会社法施行規則を参照)している特定目的会社以外の会社等(外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。)をいいます。直接の資本関係にあるいわゆる「子会社」だけでなく、「孫会社」「曾孫会社」など支配下にある全ての会社や、会社以外の法人及び法人格を有しない組合等も含まれます。

また、非上場会社(発行会社)の議決権半数子会社とは、非上場会社(その子会社を含む)が総議決権の50%を保有する他の会社(外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。)であって、当該会社(発行会社)の子会社に該当しないものをいいます。

## 2. 届出の時期

議決権代理行使委任の日前6か月以内に、居住者である代理人より届出をして下さい。

## 3. 提出書類及び提出部数

「議決権代理行使委任に関する届出書」(別紙様式第七の三)・・・3通

## 4. 名宛大臣

届出書の宛先には元から「財務大臣及び事業所管大臣」と記入されています。加えて、届出書の記入要領の指示に従い、上記1.(1)の事前届出業種に属する事業を所管する各事業所管大臣を明記してください。

## 5. 届出書の提出先と照会先

### (1) 提出先

東京都中央区日本橋本石町2-1-1 日本銀行国際局国際収支課外為法手続グループ 50番窓口

(郵送の場合の宛先: 〒103-8660 日本郵便株式会社 にほんばし蔵前郵便局私書箱30号 日本銀行国際局国際収支課外為法手続グループ)

### (2) 本届出書に関する照会先

TEL 03-3277-2107

(日本銀行外為法手続きオンラインシステムで本届出書を送信する場合の留意点)

◎オンラインシステムは6:00~22:00まで利用可能ですが、**当日日付で受理することが可能な受付締切時刻は15:30**です。ただし、15:30までに受付けた届出書のうち、不備があるものや届出者に追加的な確認の必要があるもの等は、受理年月日が受付日の翌営業日以降となることもあります。ご留意下さい。

◎添付する届出書は、日本銀行HPに掲載の**エクセル形式の書式**をご利用ください。

◎届出者又は代理人欄にある住所は、今後の手続きに必要な郵便物をお届けしますので、**郵便番号から正確に**記載してください。また、電話番号は**日中繋がる電話番号を記載**してください。

◎「送信設定」画面の「対象時期」欄には、「**送信日**」を入力して下さい。

◎受理された届出書は「受理番号」を付し、「届出受理証」として交付(郵送)いたしますので、大切に保管してください。

郵送物には、今後の手続き等を説明する書類「今後のお取扱いについて」を同封いたしますので、必ずお読みください。